

●香川県議会告示第3号

香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

香川県議会議長 松 原 哲 也

香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年香川県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第8条 略 2～7 略 8 略 （1） 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生</u>に関する事項<u>又は</u>これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。） ア・イ 略 （2） 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生</u>に関する事項<u>又は</u>これらに準ずる事項を記録するもの 9 略	（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第8条 略 2～7 略 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。 （1） 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与<u>又は報酬、福利厚生</u>に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。） ア・イ 略 （2） 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>又は報酬、福利厚生</u>に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの 9 略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。